

2020.03.13

(件名) ギニアにおける新型コロナウイルス感染症の監視強化について

【ポイント】

- 本3月13日(金), ギニア国内において新型コロナウイルス感染が確認されました。
- 3月16日(月)より, ギニアの国際空港において, 新型コロナウイルス感染症の監視強化が図られ, 流行国から出国した旅行者がギニアに入国する場合, 2週間のモニタリングが課せられます。その間パスポートが当局に保管され, 代わりにパスポートのコピーが手交されます。
- 引き続き, 手洗いやうがい等の感染予防対策を常日頃から心がけ, 十分に注意してください。

【内容】

1 本3月13日(金), ギニア国内において新型コロナウイルス感染が確認されました。今後感染が広がるおそれがあり, 十分な注意が必要となります。国家公衆衛生安全保障庁(ANSS)は一般市民の電話相談窓口を設置しています(電話番号629 99 56 56)。感染が疑われる場合は, すぐに医師に相談してください。また, ANSSは, 感染予防対策として, 以下について推奨しています。

- (1) 石鹸またはアルコールジェルで適切に手を洗う
- (2) 咳やくしゃみのエチケット
- (3) 身体との接触を避ける

2 3月16日(月)より, ギニアの国際空港において, 新型コロナウイルス感染症の監視強化が図られ, 流行国から出国した旅行者がギニアに入国する場合, 2週間の自宅でのモニタリング(1日2回の体温測定)が課せられます。

流行国から出国した旅行者がギニアに入国する際, 空港において, パスポートを当局に預け, 代わりにパスポートのコピーが旅行者に配布されます。モニタリング実施から2週間経過後, 新型コロナウイルス感染症の疑いがない場合は, 地域保険局(DCS)及びANSSが署名した証明書が発行され, パスポートを受け取ることができます。

3月13日(金)現在, 日本からの渡航者に対する入国制限は行われていませんが, 世界の国や地域で日本からの渡航者や日本人に対する入国制限措置が取られる等の動きもありますので, 外国に渡航される際は, 最新情報を収集するとともに, 感染予防に努めてください。

3 また, ギニア政府は多くの人々が集まる会合の制限を呼びかけています。ギニアに滞在中の方は, 人込み, 集会を避けるほか, 他の感染症の予防も含めて, 手洗い, うがい等の衛生に努めるとともに, 咳の症状がある場合のマスクの着用等, 感染予防対策を心がけてください。

4 このメールは, 在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメー

ルの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

(参考ウェブサイト)

● 厚生労働省 新型コロナウイルスについての Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html)